

消費者トラブル注意情報～令和6年8月版～

県内の消費生活相談窓口において、最近、相談が増加している商品・サービス*をご紹介します。
あなたや身近な方が消費者被害やトラブルに遭わないよう、ご注意ください！

(令和6年8月9日調査分)

商品・サービス	相談内容の例	助言
基礎化粧品 (定期購入のトラブルなど)	ネット広告を見て、1回限りのお試し品だと思って美容液を注文したら、定期購入になっていた。 納得いかない。	「一回限り」「解約不要」と広告にあっても、インターネットで注文する際は、契約条件等、細かい部分もしっかり確認しましょう。気づかないうちに定期購入に誘導されてしまいます。困ったときは、お住いの地域の消費生活センター等に相談しましょう。 (参考)国民生活センターホームページ
電気 (電話勧誘のトラブルなど)	電気代が安くなると電話勧誘を受けた。 何度もかかってきて困っている。	はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは、特定商取引法で禁止されています。しつこい事業者には、事業者名、連絡先等を聞いた上で、法律違反であることを伝え、「いりません」などと、はっきりした言葉で意思を伝えましょう。断り切れず購入しても、クーリング・オフ等ができる場合があります。困ったときは、お住いの地域の消費生活センター等にご相談しましょう。 (参考)広島県消費生活課ホームページ
役務その他サービス (副業サポートのトラブルなど)	SNSで「簡単に稼げる」という副業の広告を見て、業者と副業サポートの契約をした。 消費者金融複数社から借り入れ、100万円支払った。	「簡単に稼げる」など、メリットのみが強調された広告の文言をうのみにしないようにしましょう。「すぐに元を取ることができる」などと言われて高額なサポート契約を勧誘され、消費者金融から借金をするために遠隔操作アプリをインストールするよう指示されるケースがあります。自身が望まない操作をされる恐れがありますので、安易にインストールするのは避けましょう。困ったときは、お住いの地域の消費生活センター等に相談しましょう。 (参考)国民生活センターホームページ

※「最近、相談が増加している商品・サービス」について

商品・サービスごとに、以下の(1)の期間に寄せられた相談が5件未満だったものを除き、(1),(2)を比較(引き算)して、(1)の割合が大きい上位項目を算出しています。

(1)最近の期間(調査日の約2週間前を最終日とした過去30日間)における割合

(2)過去の期間((1)以前の180日間)における割合

■相談窓口

○広島県消費者啓発サイト「よくある相談事例」⇒



○電話相談:(消費者ホットライン(局番なしの電話番号188(イヤヤ))最寄りの相談窓口につながります。

広島県生活センター(消費生活相談)は、082-223-6111

(受付時間/月～金曜日 9:00～17:00)

○電子メール相談:県サイト

[電子メール受付](#) ⇒



○消費生活課公式 X(旧 Twitter)⇒



■高齢者向けリーフレットを配布しています！

高齢者の消費者被害防止のため、高齢者に多い相談事例やアドバイスを掲載した、啓発リーフレットを団体等に御提供しています。

ぜひ敬老の日のイベント等での配布に御協力ください！

ご希望があれば、下記までご連絡ください。

●リーフレットに関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730



広島県消費者啓発キャラクター
ナッキー＆ネイリー
～Stop the 泣き寝入り～

